

平成18年6月13日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目2番地
高千穂交易株式会社
代表取締役社長 戸田秀雄

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印後、同封の保護シールをご貼付のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号

ホテルニューオータニ ガーデンコート宴会場階

「シリウスの間」

（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えないようご注意ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第55期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第55期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案：第55期利益処分案承認の件

第2号議案：定款の一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（33頁から43頁）に記載のとおりであります。

第3号議案：取締役6名選任の件

第4号議案：監査役1名選任の件

以 上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

第55期 営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

営業の概況

1. 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油の高騰などの懸念材料があったものの、量的規制緩和の解除に見られるように、個人消費や企業収益の改善、株価の上昇、民間設備投資の堅調さなどにより、景気が回復してまいりました。

当社グループ事業の市場環境は依然として競争激化の状況にあるものの、「安全・安心・快適」に対する社会ニーズの高まりを受けて、「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトとして、先進的で独自性の高いソリューションで、収益性と成長性のある事業を推進してまいりました。昨年の7月には、セコム㈱との間で、当社が取扱う万引き防止システムをはじめ、両社が取扱うセキュリティ関連商品・サービスの供給および販売等において、資本提携を含む業務提携をいたしました。また、CSR(企業の社会的責任)活動を推進し、絶えず変化するお客様のニーズに応えることを目指す一環として、デバイス事業本部では、「ISO9001」(品質マネジメントシステム)の認証を取得し、現在、全社での取得を目指しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、セキュリティ商品類のシステム機器事業や電子商品類のデバイス事業販売の伸長により、249億77百万円となり、前年度比26億59百万円(11.9%)の増収となりました。

損益につきましては、売上総利益率の高いセキュリティ商品類の売上高構成比率が4.0ポイント上昇しましたが、電子商品類でのデジタル機器向けの低価格化の影響などがあり、売上総利益率が前年度比で0.8ポイント低下しました。しかし、それを補う売上高増に伴う売上総利益の増加により、経常利益は13億46百万円となり、前年度比4億44百万円(49.2%)の大幅な増益となりました。

当期純利益につきましても、投資有価証券売却益とグループ会社再編成による高千穂ユースウェア㈱の関係会社株式売却損と㈱エスキューブの連結調整勘定一括償却等を計上しましたが、8億23百万円となり、前年度比3億56百万円(76.5%)の大幅増益となりました。

次に、事業の種類別セグメントの業績についてご報告申し上げます。

【売上高の内訳】

| 事業区分 | | 当期売上高 | 構成比 | 前期比増減額 | 前期比増減率 |
|-------------|-----------|--------|-------|--------|--------|
| | | 百万円 | % | 百万円 | % |
| システム機器事業 | セキュリティ | 6,728 | 27.0 | 1,595 | 31.1 |
| | 情報ネットワーク | 657 | 2.6 | 110 | 14.4 |
| | メーリングシステム | 851 | 3.4 | 43 | 4.8 |
| | その他 | 222 | 0.9 | 89 | 28.8 |
| | 計 | 8,458 | 33.9 | 1,352 | 19.0 |
| デバイス事業 | 電子 | 11,257 | 45.1 | 1,216 | 12.1 |
| | 産機 | 3,488 | 13.9 | 4 | 0.1 |
| | 計 | 14,745 | 59.0 | 1,212 | 9.0 |
| カスタム・サービス事業 | | 1,773 | 7.1 | 94 | 5.6 |
| 合計 | | 24,977 | 100.0 | 2,659 | 11.9 |

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

【システム機器事業】

セキュリティ商品類は、リテール向け商品監視システムと監視カメラを連動させた複合販売が、大手GMS(総合スーパーマーケット)において継続して好調に推移し、また、スポーツ用品店やホームセンターへの販売も伸び、売上高は前年度比31.1%増の67億28百万円となりました。

情報ネットワーク商品類は、ネットワークセキュリティ商品に注力し販売しましたが、小規模案件が多く、売上高は前年度比14.4%減の6億57百万円となりました。

メーリング商品類は、メールインサーティング・システムがほぼ前年度並みに好調に推移し、売上高は前年度比4.8%減の8億51百万円となりました。

結果、システム機器事業は、売上高は前年度比19.0%増の84億58百万円、営業利益は前年度比で大幅に伸び83.5%増の9億17百万円となりました。

【デバイス事業】

電子商品類は、携帯電話・モバイル液晶・DVDナビゲーション・デジタルカメラ向け等半導体が中国市場などで好調に推移し、売上高は前年度比12.1%増の112億57百万円となりました。

産機商品類は、複写機向け機構部品が好調に推移しましたが売上高は前年度比0.1%減の34億88百万円となりました。

結果、デバイス事業は、売上高は前年度比9.0%増の147億45百万円、営業利益はデジタル機器向けの低価格化の影響により前年度比7.7%減の7億15百万円となりました。

【カスタマ・サービス事業】

セキュリティ商品類を中心としたシステム機器事業の増収による機器設置収入等の伸びがあり、売上高は前年度比5.6%増の17億73百万円、営業利益は前年度比8.7%増の2億25百万円となりました。

2. 企業集団が対処すべき課題

当社グループの事業領域は、将来性と高い成長が見込める有力分野ではありますが、市場の変化や企業間競争は激化しており、事業競争力の強化が重要課題であります。商品やサービスの付加価値を高め、より一層満足いただける事業活動に努めてまいります。

そして、強い財務構造の追求に併せて、当社に対するステークホルダー（利害関係者）の期待を踏まえ、経営の健全性・透明性と社会的信頼の向上を図るために、積極的にCSR（企業の社会的責任）経営にも取り組み、「ハイ・パフォーマンス経営」を実現してまいります。

また、コンプライアンス向上やリスク管理の強化など、当社グループの「内部統制システム」の整備と強化を図ってまいります。

そのために対処すべき課題は、以下のとおりであります。

- (1) 新規商品・サービスの開拓、開発によるソリューションの強化・拡大。
- (2) グループ連結経営の強化。
- (3) バランスシートのスリム化による資産効率の向上。
- (4) CSR活動の積極的推進。
- (5) 内部統制システムの整備・強化。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 企業集団の設備投資の状況

特に記載すべき重要なことはありません。

4. 企業集団の資金調達の状況

当社は、金融機関2行、(株)みずほコーポレート銀行、(株)三菱東京UFJ銀行と総額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

5. 企業集団および会社の営業成績および財産の状況の推移

(1) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分 | 第52期 (平成15年3月期) | 第53期 (平成16年3月期) | 第54期 (平成17年3月期) | 第55期 (平成18年3月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 21,391 | 20,662 | 22,318 | 24,977 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 753 | 749 | 902 | 1,346 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 366 | 404 | 466 | 823 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 56.40 | 63.65 | 48.87 | 82.41 |
| 総 資 産 (百万円) | 17,246 | 17,684 | 17,164 | 19,261 |
| 純 資 産 (百万円) | 11,661 | 12,091 | 12,107 | 13,269 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。
2. 平成16年11月19日付をもって1株を1.5株に分割しております。なお、1株当たり当期純利益金額は、期首に分割が行われたものとして計算しております。
3. 第52期(平成15年3月期)は、セキュリティ機器および情報ネットワーク機器の販売が大きく伸びたほか、電子商品類および産機商品類も堅調であったことから、売上高は増収となりました。たな卸商品評価制度を導入したことによる評価損を計上しましたが、販売費及び一般管理費の効率運用に努め、経常利益は増益となりましたが、投資有価証券評価損があったことから、当期純利益は減益となりました。
- 第53期(平成16年3月期)は、セキュリティ機器や産機商品類の販売が堅調に推移したものの、電子商品類が振るわなかったことから、売上高は減収となりました。電子商品類の売上構成比率が低下したことから売上総利益率が上昇し、販売費及び一般管理費の節減にも努めましたが、売上高の減少により経常利益は減益となり、当期純利益は増益となりました。
- 第54期(平成17年3月期)は、電子商品類のモバイル液晶向け半導体の販売が増加し、メーリングシステム販売が大きく伸び、情報ネットワーク販売も伸びたことにより、売上高は増収となりました。連結子法人等の売上高・売上総利益の貢献と、販売費及び一般管理費の低減にも努めたことにより、経常利益は増益となり、当期純利益も増益となりました。
- 第55期(平成18年3月期)は、前記「1. 企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(2) 会社の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分 | 第52期 (平成15年3月期) | 第53期 (平成16年3月期) | 第54期 (平成17年3月期) | 第55期 (平成18年3月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 19,945 | 18,613 | 20,144 | 22,571 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 781 | 711 | 702 | 1,073 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 410 | 387 | 365 | 667 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 63.96 | 61.08 | 38.22 | 67.16 |
| 総 資 産 (百万円) | 16,571 | 16,898 | 16,302 | 18,083 |
| 純 資 産 (百万円) | 11,512 | 11,929 | 11,847 | 12,852 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 平成16年11月19日付をもって1株を1.5株に分割しております。なお、1株当たり当期純利益金額は、期首に分割が行われたものとして計算しております。
3. 第53期（平成16年3月期）から改正後の商法施行規則（平成14年3月29日法務省令第22号最終改正平成17年1月13日法務省令第4号）に基づき、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は、「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
4. 第52期（平成15年3月期）は、セキュリティ機器および情報ネットワーク機器の販売が大きく伸びたほか、電子商品類および産機商品類も堅調であったことから、売上高は増収となりました。たな卸商品評価制度を導入したことによる評価損を計上しましたが、販売費及び一般管理費の効率運用に努め、経常利益は増益となりましたが、投資有価証券評価損があったことから、当期純利益は減益となりました。
- 第53期（平成16年3月期）は、セキュリティ機器や産機商品類の販売が堅調に推移したものの、電子商品類が振るわなかったことから、売上高は減収となりました。電子商品類の売上構成比率が低下したことから売上総利益率が上昇し、販売費及び一般管理費の節減にも努めましたが、売上高の減少により経常利益は減益となり、当期純利益も減益となりました。
- 第54期（平成17年3月期）は、電子商品類や情報ネットワーク機器の販売が堅調に推移したことから、売上高は増収となりました。電子商品類の売上構成比率が増加したことから売上総利益率が低下し、販売費及び一般管理費の節減にも努めましたが、経常利益は減益となり、当期純利益も減益となりました。
- 第55期（平成18年3月期）は、セキュリティ商品類のシステム機器事業や電子商品類のデバイス事業販売の伸長により、売上高は増収となりました。電子商品類でのデジタル機器向けの低価格化の影響などがあり、売上総利益率が減少しましたが、それを補う売上高増に伴う売上総利益の増加により、経常利益は大幅な増益となり、当期純利益も大幅増益となりました。

企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 企業集団の主要な事業の内容

当社グループは、当社および連結子法人等4社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品および有力メーカーを当社米国駐在員事務所とイスラエルおよび香港の提携コンサルタント会社を通じて、広く海外に探求・開拓し、輸出入および販売・据付・保守サービスならびにシステム設計・システム運用受託等のサービスを主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

現在取扱っている商品は、セキュリティシステム・情報ネットワークシステム・メーリングシステム・その他エレクトロニクス応用機器およびアプリケーション・ソフトウェア、半導体・機構部品等であります。

事業の種類別セグメントと商品との関連を表にすると、次のとおりであります。

| 区分 | 主な事業の内容 | 主な会社 |
|--------------|---|---|
| システム機器事業 | | |
| セキュリティ商品類 | 商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム、入退室管理システム等販売、各種システム設計・構築 | 当社 ㈱エスキューブ |
| 情報ネットワーク商品類 | WAN関連機器（QoS機器、ルーター、VoiceGateway、Voインターネット等）、LAN関連機器（LANスイッチ、負荷分散装置等）、ネットワークセキュリティ関連（VPN&ファイアウォールスイッチ、リモートアクセス装置等）等の販売、各種システム設計・構築 | 当社 |
| メーリングシステム商品類 | メールインサーティング・システム（封入封緘機）、インクジェットイメージング・システムおよび封入封緘運用総合管理システム等販売、各種システム設計・構築 | 高千穂 コムテック㈱ |
| その他商品類 | その他システム機器等販売 | 当社 |
| デバイス事業 | | |
| 電子商品類 | リニアIC、ロジックIC、メモリーIC、パワーIC等の汎用IC、通信用IC、インターフェイス用IC、ASIC、CMOSイメージセンサー、光通信用コンポーネント、タッチパッド、加速度センサー、シリコンマイク等販売 | 当社 ジェイエムイー㈱ TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LTD. |
| 産機商品類 | スライドレール、ガススプリング、キー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等販売 | 当社 TAKACHIHO KOHEKI (H.K.)LTD. |
| カスタマ・サービス事業 | 情報ネットワーク商品類、セキュリティ商品類、メーリング商品類据付および保守・システム設計・システム運用受託・ネットワーク不正侵入予知等サービス | 当社 高千穂 コムテック㈱ |

(注) 商品・専門語等用語について

1. セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
2. WAN (Wide Area Network)：広域情報網。
3. LAN (Local Area Network)：構内情報網。
4. QoS (Quality of Service)：ネットワークサービスの品質。ネットワークの帯域を適切に配分し、それぞれの通信が必要とする通信速度を確保する技術の総称。
5. ルーター：異なるLAN間を接続するための機器、LANスイッチ：複数のLANを接続する機器。
6. VoiceGateway：音声インターネット・プロトコル (IP) に変換する装置。
7. Voインターネット (Voice over インターネット)：インターネット上に音声を通すための装置。
8. 負荷分散装置：サーバーの処理負荷を分散させる装置。
9. VPN (Virtual Private Network)：公衆網を専用網のように利用できるサービスの総称。仮想閉域網または仮想私設網。
10. 封入封緘機：郵便物の選択・封入および封緘業務の自動化機器。
11. リニアIC：アナログ信号を扱う集積回路。
12. ロジックIC：論理回路を構成する集積回路。
13. ASIC：特定用途向けIC。
14. CMOS (Complementary Metal Oxide Semiconductor)：相補性金属酸化膜半導体。Nチャンネル型MOSFETとPチャンネル型MOSFETを組合わせた相補型の論理回路。
15. スライドレール：ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、使うことにより小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
16. ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの(例：自動車のハッチバックの開閉に使用)。

2. 企業集団の主要な事業所

(1) 当社

本社 社 (東京都新宿区)

支店

大阪支店 (大阪市北区)

名古屋支店 (名古屋市中村区)

営業所

札幌営業所 (札幌市)

松本営業所 (長野県松本市)

東北営業所 (仙台市)

九州営業所 (福岡市)

北関東営業所 (埼玉県熊谷市)

海外駐在員事務所 米国 (SAN MATEO, CA)

(2) 株式会社エスキューブ

本社 東京都千代田区

(3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

(4) ジエイエムイー株式会社

本社 東京都新宿区

(5) TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED

本社 Kowloon, Hong Kong

3. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 36,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,922,800株
 (注) 平成17年8月8日付第三者割当による新株式の発行450,000株
 と新株予約権の行使237,000株により、687,000株増加しております。
- (3) 一単元の株式数 100株
 (4) 株主数 6,331名
 (5) 大株主

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の当該株主への出資状況 | |
|-------------------------|----------|-------|---------------|------|
| | 持株数 | 議決権比率 | 持株数 | 出資比率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口 | 563,400株 | 5.70% | 株 | % |
| 栃本京子 | 463,500 | 4.69 | | |
| セコム株式会社 | 450,000 | 4.55 | | |
| 株式会社日立製作所 | 380,000 | 3.84 | 1,558 | 0.00 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口 | 304,400 | 3.08 | | |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 300,600 | 3.04 | | |
| 佐々木豊実 | 300,000 | 3.03 | | |
| 竹田和平 | 260,000 | 2.63 | | |
| 山村秀彦 | 259,200 | 2.62 | | |
| 篠藤恵登 | 259,200 | 2.62 | | |
| 今福邦彦 | 259,200 | 2.62 | | |

(注) 株式会社みずほコーポレート銀行への出資はありませんが、同行を傘下におさめる株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式47株（出資比率0.00%）を所有しております。

- (6) 自己株式の取得、処分等および保有
- 取得株式
 単元未満株式の買取りによる取得
 普通株式 1,000株
 取得価額の総額 1,468千円
- 処分等株式
 該当事項はありません。
 決算期における保有株式
 普通株式 25,400株

4. 企業集団の従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

| 事業の種類別セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------------|---------|
| システム機器事業 | 137 |
| デバイス事業 | 103 |
| カスタマ・サービス事業 | 48 |
| 全社共通 | 50 |
| 合計 | 338 |

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 287名 | 8名増 | 35.8歳 | 11.6年 |

(注) 上記従業員数は、子法人等への出向者21名を含んでおりません。

5. 企業結合の状況

(1) 重要な子法人等の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--|----------|----------|---------------------------------|
| 株式会社 エスキューブ | 100百万円 | 100% | 電子機器による盗難防止・防犯管理システムの開発・製造および販売 |
| 高千穂コムテック 株式会社 | 80百万円 | 100% | メーリング・システムの輸出入、販売および保守 |
| ジェイエムイー 株式会社 | 12百万円 | 100% | 電子部品の輸出入、販売 |
| TAKACHIHO K O H E K I (H.K.) LIMITED | 715千香港ドル | 100% | 電子部品および産機商品類の販売 |

(注) 情報・事務機器の販売及び保守を行ってございました高千穂ユースウェア(株)は、平成17年9月30日の保有株式の一部売却に伴い、子法人等に該当しなくなりました。

(2) 企業結合の経過および成果

上記の子法人等4社は連結子法人等であります。当連結会計年度の連結売上高は249億77百万円となり、前年度比26億59百万円(11.9%)の増収、連結経常利益は13億46百万円となり、前年度比4億44百万円(49.2%)の増益、連結当期純利益は8億23百万円となり、前年度比3億56百万円(76.5%)の増益となりました。

6. 主要な借入先

借入残高はございません。

7. 新株予約権の状況

(1) 現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20および商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

平成15年4月9日発行

- ・新株予約権の数

120個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 180,000株

- ・新株予約権の発行価額

無償

(注)平成16年9月3日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日付で1株を1.5株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が120,000株から180,000株に変更となっております。

平成16年8月18日発行

- ・新株予約権の数

49個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 73,500株

- ・新株予約権の発行価額

無償

(注)平成16年9月3日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日付で1株を1.5株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が49,000株から73,500株に変更となっております。

平成17年8月16日発行

- ・新株予約権の数

65個

- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 97,500株

- ・新株予約権の発行価額

無償

(2) 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

平成17年6月28日開催の第54回定時株主総会の承認可決に基づき、平成17年7月21日開催の取締役会で決議し、平成17年8月16日に株主以外の者に対し、特に有利な条件で発行した新株予約権の状況は、以下のとおりであります。

発行した新株予約権の数

65個（新株予約権1個につき1,500株）

新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 97,500株

新株予約権の発行価額

無償

権利行使時の1株当たり払込金額

1,108円

行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

行使可能期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日まで

消却の事由および条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

有利な条件の内容

当社監査役および執行役員ならびに使用人に対して、新株予約権を無償で発行した。

割当を受けた者の氏名と新株予約権の数
当社監査役

| 氏名 | 新株予約権の数 | 氏名 | 新株予約権の数 |
|---------|---------|---------|---------|
| 柳 沢 徹 夫 | 8 個 | 柴 崎 伸 雄 | 4 個 |
| 竹 田 章 治 | 4 個 | | |

以上 3 名 合計16個

当社執行役員および使用人（上位10名）

| 氏名 | 新株予約権の数 | 備 考 |
|---------|---------|--------|
| 小 原 敬 一 | 3 個 | 当社執行役員 |
| 神 保 等 | 3 個 | 当社使用人 |
| 飯 塚 潤 | 3 個 | 当社使用人 |
| 竹 中 清 | 2 個 | 当社使用人 |
| 高 山 博 喜 | 2 個 | 当社使用人 |
| 糸 賀 大 | 2 個 | 当社使用人 |
| 齋 藤 浩 之 | 2 個 | 当社使用人 |
| 諏訪部 真 宏 | 1 個 | 当社使用人 |
| 山 田 健 司 | 1 個 | 当社使用人 |
| 長 沼 祐 介 | 1 個 | 当社使用人 |

当社執行役員および使用人に対して付与した新株予約権の区分別内訳
合計

| 区 分 | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数 | 付与した者の総数 |
|-------------|---------|----------------|----------|
| 当 社 執 行 役 員 | 3 個 | 普通株式 4,500株 | 1 名 |
| 当 社 使 用 人 | 46個 | 普通株式 69,000株 | 38名 |

8. 取締役および監査役

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当または主な職業 |
|-----------|---------|------------------|
| 代表取締役社長* | 山 村 秀 彦 | |
| 取 締 役* | 篠 藤 恵 登 | デバイス事業本部長 |
| 取 締 役* | 戸 田 秀 雄 | システムソリューション事業本部長 |
| 取 締 役* | 赤 堀 寛 人 | 経営システム本部長兼経営戦略室長 |
| 常 勤 監 査 役 | 柳 沢 徹 夫 | |
| 監 査 役 | 竹 田 章 治 | 弁護士 |
| 監 査 役 | 柴 崎 伸 雄 | 税理士 |

- (注) 1. *を付した取締役は、執行役員を兼務しております。
 2. 監査役 竹田章治、柴崎伸雄の両氏は、旧「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 広木邦昭、山本茂、宮崎正文、村瀬俊晴、武智良泰の各氏は平成17年6月28日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
 4. 平成18年4月1日付で代表取締役社長 山村秀彦氏は代表取締役会長に就任、取締役 戸田秀雄氏は代表取締役社長に就任いたしました。
 5. 当社は意思決定の迅速化および業務執行体制の強化等を図るため、当期から執行役員制度を導入いたしました。当期末における執行役員は次のとおりであります。

執行役員

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 業 務 |
|-------------|---------|----------------------------------|
| 社 長 | 山 村 秀 彦 | |
| 常 務 執 行 役 員 | 篠 藤 恵 登 | デバイス事業本部長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 戸 田 秀 雄 | システムソリューション事業本部長 |
| 常 務 執 行 役 員 | 赤 堀 寛 人 | 経営システム本部長兼経営戦略室長 |
| 執 行 役 員 | 広 木 邦 昭 | デバイス事業本部産機事業部長 |
| 執 行 役 員 | 山 本 茂 | 大阪支店長、支店担当 |
| 執 行 役 員 | 宮 崎 正 文 | デバイス事業本部電子第1事業部長 |
| 執 行 役 員 | 村 瀬 俊 晴 | システムソリューション事業本部 セキュリティ事業部長 |
| 執 行 役 員 | 小 原 敬 一 | システムソリューション事業本部次長 兼ネットワーク事業部長 |

6. 平成18年4月1日付で執行役員の地位及び担当を次のとおり一部変更いたしました。

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 業 務 |
|-------------|---------|-----------------------------------|
| 社 長 | 戸 田 秀 雄 | |
| 常 務 執 行 役 員 | 小 原 敬 一 | システムソリューション事業本部長 兼カスタムサービス事業部長 |

9. 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額
19百万円

上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

19百万円

上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

19百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 16,010,845 | 流動負債 | 5,144,925 |
| 現金及び預金 | 3,462,076 | 支払手形及び買掛金 | 3,850,719 |
| 受取手形及び売掛金 | 8,366,228 | 未払法人税等 | 525,210 |
| 有価証券 | 551,070 | 賞与引当金 | 363,865 |
| たな卸資産 | 3,296,116 | その他 | 405,128 |
| 繰延税金資産 | 218,911 | 固定負債 | 847,274 |
| その他 | 142,864 | 退職給付引当金 | 587,783 |
| 貸倒引当金 | 26,421 | 役員退職慰労引当金 | 194,189 |
| 固定資産 | 3,251,068 | その他 | 65,301 |
| 有形固定資産 | 776,793 | 合 計 | 5,992,199 |
| 建物及び構築物 | 75,136 | (資本の部) | |
| 土地 | 499,870 | 資本金 | 1,122,956 |
| その他 | 201,785 | 資本剰余金 | 1,085,602 |
| 無形固定資産 | 72,414 | 利益剰余金 | 10,752,477 |
| 投資その他の資産 | 2,401,861 | 株式等評価差額金 | 320,293 |
| 投資有価証券 | 1,545,501 | 為替換算調整勘定 | 5,730 |
| 繰延税金資産 | 517,044 | 自己株式 | 17,344 |
| その他 | 417,482 | 資 本 合 計 | 13,269,715 |
| 貸倒引当金 | 78,167 | | |
| 資産合計 | 19,261,914 | 負債及び資本合計 | 19,261,914 |

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | | |
|----------|--------------|------------|------------|---------|
| 経常損益の部 | 営業収益 | | | |
| | 売上高 | | 24,977,529 | |
| | 営業費用 | | | |
| | 売上原価 | 19,052,541 | | |
| | 販売費及び一般管理費 | 4,647,692 | 23,700,234 | |
| | 営業利益 | | 1,277,295 | |
| | 営業外損益の部 | 営業外収益 | | |
| | | 受取利息及び配当金 | 10,702 | |
| | | 為替差益 | 191,993 | |
| | | その他営業外収益 | 22,005 | 224,702 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 11,687 | | |
| 商品廃棄損 | | 120,766 | | |
| その他営業外費用 | 22,772 | 155,226 | | |
| | 経常利益 | | 1,346,771 | |
| 特別損益の部 | 特別利益 | | | |
| | 貸倒引当金戻入益 | 5,329 | | |
| | 投資有価証券売却益 | 396,094 | 401,423 | |
| | 特別損失 | | | |
| | 固定資産除却損 | 8,912 | | |
| | 固定資産売却損 | 5,092 | | |
| | 投資有価証券売却損 | 1,791 | | |
| | 関係会社株式売却損 | 55,709 | | |
| | 連結調整勘定一括償却 | 120,000 | 191,505 | |
| | 税金等調整前当期純利益 | | 1,556,690 | |
| | 法人税、住民税及び事業税 | 761,248 | | |
| | 法人税等調整額 | 31,003 | 730,245 | |
| | 少数株主利益 | | 2,686 | |
| | 当期純利益 | | 823,758 | |

注記事項

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 …… 4社

連結子法人等名

……(株)エスキューブ

高千穂コムテック(株)

ジェイエムイー(株)

TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LTD.

連結子法人等であった高千穂コースウェア(株)は、当連結会計期間の保有株式の一部売却に伴い、連結の範囲から除外しております。なお、保有期間の平成17年4月1日から同年9月30日までに係る連結損益計算書は連結しております。

非連結子法人等の数

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等および関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITEDの決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子法人等の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの…… 総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産

…… 当社は移動平均法による原価法、連結子法人等は主として総平均法による原価法を採用しております。

重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却

- 1 有形固定資産…… 当社および一部の連結子法人等の工具器具備品は定額法、当社の建物、構築物及び車両運搬具ならびに一部の連結子法人等の有形固定資産は定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 2 無形固定資産…… 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ハ) 退職給付引当金 …… 従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

- (二) 役員退職慰労引当金 …… 当社および一部の連結子法人等は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における基準額を計上しております。

重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

- …… 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産および負債、ならびに収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

重要なリース取引の処理方法

- …… リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

その他連結計算書類のための重要な事項

消費税等の会計処理 …… 税抜方式を採用しております。

- (5) 連結子法人等の資産および負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (6) 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っており、その他金額が僅少なものについては発生年度に一括償却しております。
(追加情報)

厚生年金基金の解散について

当社の加入する日本情報機器厚生年金基金は平成18年3月27日付で厚生労働省より解散認可を受け、同日をもって解散し、清算手続きを開始いたしました。解散により、代行部分につきましては企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）へ返上し、残余財産につきましては受給権者および加入者へ全額分配される予定となっております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表の注記

- (1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額..... 508,957千円
- (3) 受取手形割引高..... 41,397千円

3. 連結損益計算書の注記

- (1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- (2) 1株当たりの当期純利益..... 82円41銭

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岡 村 俊 克 ㊤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 千 葉 通 子 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い高千穂交易株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月9日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 柳 沢 徹 夫 ㊟

監 査 役 竹 田 章 治 ㊟

監 査 役 柴 崎 伸 雄 ㊟

(注) 監査役 竹田章治および柴崎伸雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|-----------|------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 14,571,666 | 流動負債 | 4,469,084 |
| 現金及び預金 | 2,655,052 | 支払手形 | 821,562 |
| 受取手形 | 2,110,533 | 買掛金 | 2,571,169 |
| 売掛金 | 5,960,748 | 未払金 | 175,950 |
| 有価証券 | 551,070 | 未払法人税等 | 425,000 |
| 商品 | 2,471,745 | 前受金 | 116,106 |
| 未着商品 | 297,701 | 賞与引当金 | 313,905 |
| 前払費用 | 88,262 | その他流動負債 | 45,390 |
| 貸付金 | 170,085 | 固定負債 | 762,275 |
| 通貨スワップ | 23,453 | 退職給付引当金 | 568,352 |
| 繰延税金資産 | 203,930 | 役員退職慰労引当金 | 179,147 |
| その他流動資産 | 61,805 | 預り保証金 | 14,775 |
| 貸倒引当金 | 22,723 | | |
| 固定資産 | 3,512,158 | 負債合計 | 5,231,359 |
| 有形固定資産 | 759,764 | | |
| 建物 | 57,858 | (資本の部) | |
| 構築物 | 17,243 | 資本金 | 1,122,956 |
| 車両運搬具 | 1,964 | 資本剰余金 | 1,085,602 |
| 工具器具備品 | 182,827 | 資本準備金 | 1,085,602 |
| 土地 | 499,870 | 利益剰余金 | 10,340,957 |
| 無形固定資産 | 66,723 | 利益準備金 | 198,875 |
| 電話加入権 | 8,161 | 任意積立金 | 9,195,000 |
| 施設利用権 | 4,273 | 別途積立金 | 9,195,000 |
| ソフトウェア | 53,820 | 当期末処分利益 | 947,082 |
| その他無形固定資産 | 467 | 株式等評価差額金 | 320,293 |
| 投資その他の資産 | 2,685,670 | 自己株式 | 17,344 |
| 投資有価証券 | 1,545,501 | | |
| 子会社株式 | 297,619 | 資本合計 | 12,852,465 |
| 長期貸付金 | 285 | | |
| 会員権 | 76,780 | 負債及び資本合計 | 18,083,825 |
| 敷金・保証金 | 297,621 | | |
| 繰延税金資産 | 515,520 | | |
| その他投資 | 29,792 | | |
| 貸倒引当金 | 77,450 | | |
| 資産合計 | 18,083,825 | | |

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|----------------------------|-----------------------|------------|------------|
| 経 常 損 益 の 部 | 営業収益 | | 22,571,360 |
| | 高 上 売 費 用 | | |
| | 原 価 | 17,855,113 | |
| | 一 般 管 理 費 | 3,827,816 | 21,682,930 |
| | 営 業 利 益 | | 888,430 |
| | 営業外収益 | | |
| | 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 73,737 | |
| | 為 替 差 益 | 193,584 | |
| | そ の 他 営 業 外 収 益 | 17,218 | 284,539 |
| | 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 10,447 | | |
| 商 品 廃 棄 損 | 66,100 | | |
| そ の 他 営 業 外 費 用 | 22,506 | 99,054 | |
| | 経 常 利 益 | | 1,073,915 |
| 特 別 損 益 の 部 | 特 別 利 益 | | |
| | 貸 倒 引 当 金 戻 入 益 | 4,625 | |
| | 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 394,759 | 399,385 |
| | 特 別 損 失 | | |
| | 固 定 資 産 除 却 損 | 8,902 | |
| | 固 定 資 産 売 却 損 | 5,092 | |
| | 投 資 有 価 証 券 売 却 損 | 1,791 | |
| | 子 会 社 株 式 売 却 損 | 22,800 | |
| 子 会 社 株 式 評 価 損 | 202,000 | 240,586 | |
| | 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 1,232,715 |
| | 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 602,498 | |
| | 法 人 税 等 調 整 額 | 36,998 | 565,500 |
| | 当 期 純 利 益 | | 667,214 |
| | 前 期 繰 越 利 益 | | 396,862 |
| | 中 間 配 当 額 | | 116,994 |
| | 当 期 未 処 分 利 益 | | 947,082 |

注記事項

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法並びに評価基準

子会社株式……総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価方法……移動平均法による原価法を採用しております。

並びに評価基準

(3) 固定資産の減価償却

有形固定資産の

減価償却方法

建物、構築物及……定率法を採用しております。

車両運搬具 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

工具器具備品……定額法を採用しております。

無形固定資産の……定額法を採用しております。

減価償却方法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金.....従業員の退職金支給に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌期より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当期の末日における基準額を計上しております。

役員退職慰労引当金.....役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末基準額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(5) リース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理.....税抜方式を採用しております。

(追加情報)

厚生年金基金の解散について

当社の加入する日本情報機器厚生年金基金は平成18年3月27日付で厚生労働省より解散認可を受け、同日をもって解散し、清算手続きを開始いたしました。解散により、代行部分につきましては企業年金連合会（旧厚生年金基金連合会）へ返上し、残余財産につきましては受給権者および加入者へ全額分配される予定となっております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表の注記

(1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

| | | |
|------------------------|--------------|-------------|
| (2) 子会社に対する金銭債権債務..... | 短期金銭債権 | 1,345,003千円 |
| | 短期金銭債務 | 47,367千円 |

| | |
|-------------------------|-----------|
| (3) 有形固定資産の減価償却累計額..... | 469,610千円 |
|-------------------------|-----------|

(4) リースによる固定資産..... 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等があります。

| | |
|---------------|-------|
| (5) 保証債務..... | 156千円 |
|---------------|-------|

(6) 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は320,293千円であります。

3. 損益計算書の注記

(1) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

| | | |
|-------------------|------------|-------------|
| (2) 子会社との取引高..... | 売上高 | 3,673,869千円 |
| | 仕入高 | 258,032千円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 64,194千円 |

| | |
|----------------------|--------|
| (3) 1株当たりの当期純利益..... | 67円16銭 |
|----------------------|--------|

利 益 処 分 案

(単位：円)

| | |
|--------------------|-------------|
| 当 期 未 処 分 利 益 | 947,082,683 |
| 利 益 処 分 額 | |
| 利 益 配 当 金 | 118,768,800 |
| (1 株 に つ き 12円) | |
| 役 員 賞 与 金 | 21,800,000 |
| (うち 監 査 役 賞 与 金) | (2,300,000) |
| 次 期 繰 越 利 益 | 806,513,883 |

(注) 平成17年12月5日に、116,994,000円(1株につき12円)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岡 村 俊 克 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 千 葉 通 子 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第55期営業年度における取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月9日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 柳 沢 徹 夫 ㊟

監 査 役 竹 田 章 治 ㊟

監 査 役 柴 崎 伸 雄 ㊟

(注) 監査役 竹田章治および柴崎伸雄は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 98,748個
2. 議案および参考事項

第1号議案：第55期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類（30頁）に記載のとおりであります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当期末の利益配当金につきましては、上記基本方針および当期業績等を勘案し、1株につき12円といたしたいと存じます。

これにより、当期は1株につき12円の間配当金を既にお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき24円となります。

また、当期の役員賞与金につきましては、当期の功労に報いるため、当期の業績ならびに過去の役員賞与金支給額、その他諸般の事情を勘案し、期末時の取締役4名および監査役3名に対し、2,180万円（うち監査役賞与金230万円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案：定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）および会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）ならびに会社計算規則（同13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の変更をするものであります。

単元未満株式の権利を明確にするため、変更案第8条（単元未満株式の権利）を新設するものであります。

株主総会における議決権の代理行使に際して、代理人の数を明確にするとともに、株主様への周知を図るため、変更案第17条（議決権の代理行使）において、代理人の数を1名と定めるものであります。

株主総会の招集手続における参考書類等の提供に際して、インターネットの利用が一部可能となったことから、株主総会招集事務の効率化を図り、株主様の利便性が向上するよう、変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役の解任決議の要件が緩和されたことに伴い、経営の安定性を確保するため、旧商法の規定に倣い取締役の解任決議の要件を加重するよう、変更案第23条（取締役の解任）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第29条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

社外監査役の賠償責任限定契約の締結が可能となりますので、独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外監査役との賠償責任限定契約を可能とするため、変更案第44条（社外監査役の責任免除）を新設したいと存じます。また、併せて社外取締役についても独立性の高い優秀な人材を迎えられるよう、社外取締役との賠償責任限定契約を可能とするため、変更案第33条（社外取締役の責任免除）を新設するものであります。

- (2) 取締役の意思決定・監督の機能と業務執行の機能を分離し、業務運営の責任や役割を明確にするため、変更案第26条（取締役会の招集権者および議長）において、取締役会の招集権者を代表取締役会長に変更するものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うとともに、条数の整理、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第<u>6</u>条（自己株式の取得） 当社は、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受ける</u>ことができる。</p> <p>第<u>7</u>条（1単元の株式の数） 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>第<u>8</u>条（名義書換代理人） 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第<u>9</u>条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>第<u>9</u>条（自己の株式の取得） 当社は、取締役会の決議をもって<u>市場取引等により自己の株式を取得</u>することができる。</p> <p>第<u>10</u>条（単元株式数） 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>第<u>11</u>条（株主名簿管理人） 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によ<u>って</u>選定する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第<u>12</u>条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株主名簿、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ</u>）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議に<u>より</u>、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者としてすることができる。</p> | <p>第13条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議に<u>よって</u>、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使<u>することができる</u>株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> |
| <p>第3章 株主総会 第11条（招集） 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合にこれを招集する。</p> | <p>第3章 株主総会 第14条（招集） 定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内に</u>招集し、臨時株主総会はその必要がある場合にこれを招集する。</p> |
| <p>第12条（本文省略） 第13条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> | <p>第15条（現行どおり） 第16条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第14条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2.前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第15条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 （ 新 設 ）</p> <p>第16条（本文省略） 第17条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2.取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3.（本文省略）</p> | <p>第17条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2.前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第18条（議事録） 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第20条（取締役会の設置） <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>第21条（現行どおり） 第22条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>2.取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3.（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 (新 設) | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第18条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2.（本文省略）</p> <p>3.取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名を選任することができる。</p> <p>第19条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第20条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第21条（本文省略）</p> <p>第22条（本文省略） (新 設)</p> | <p><u>第23条（取締役の解任）</u> <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有するものが出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第24条（代表取締役および役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>3.取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>第25条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第26条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p><u>第29条（取締役会の決議の省略）</u> <u>当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第23条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第24条（本文省略）</p> <p>第25条（取締役の報酬および退職慰労金） 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。 （新 設）</p> <p>第5章 監査役および監査役会 （新 設）</p> <p>第26条（本文省略）</p> <p>第27条（監査役の選任） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> | <p>第30条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第31条（現行どおり）</p> <p>第32条（取締役の報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第33条（社外取締役の責任免除） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条（監査役および監査役会） <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第35条（現行どおり）</p> <p>第36条（監査役の選任） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第28条（監査役の任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会最終の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第29条（常勤監査役） 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p> <p>第30条（本文省略）</p> <p>第31条（本文省略）</p> <p>第32条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第33条（本文省略）</p> <p>第34条（監査役の報酬および退職慰労金） 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> | <p>第37条（監査役の任期） 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会最終の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第38条（常勤監査役） 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第39条（現行どおり）</p> <p>第40条（現行どおり）</p> <p>第41条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項は、</u>議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第42条（現行どおり）</p> <p>第43条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第44条（<u>社外監査役の責任免除</u>） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| (新 設) | <p><u>第6章 会計監査人</u> <u>第45条(会計監査人の設置)</u> <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> |
| (新 設) | <p><u>第46条(会計監査人の選任)</u> <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> |
| (新 設) | <p><u>第47条(会計監査人の任期)</u> <u>会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。</u> <u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> |
| <p>(新 設)</p> <p><u>第6章 計 算</u> <u>第35条(営業年度)</u> <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u> <u>第36条(利益配当金)</u> <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、これを支払う。</u></p> | <p><u>第48条(会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て決める。</u></p> <p><u>第7章 計 算</u> <u>第49条(事業年度)</u> <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末日を決算期とする。</u> <u>第50条(剰余金の配当)</u> <u>当社は、株主総会決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)を支払う。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第<u>37</u>条（中間配当）</p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>（以下、中間配当という。）を行うことができる。</p> <p>第<u>38</u>条（利益配当金等の除斥期間）</p> <p><u>利益配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの<u>利益配当金</u>および<u>中間配当金</u>には利息をつけない。</p> | <p>第<u>51</u>条（中間配当）</p> <p>当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下、<u>中間配当金</u>という。）を行うことができる。</p> <p>第<u>52</u>条（除斥期間）</p> <p><u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの<u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>には利息をつけない。</p> |

第3号議案：取締役6名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化および取締役会の監督機能の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|-----------------------|--|--------------------|
| 1 | 山村秀彦 (昭和21年1月31日生) | 昭和45年3月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役電子産業機器本部長 平成5年4月 当社常務取締役経営企画室長 平成8年6月 当社取締役副社長 平成11年6月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員 平成18年4月 当社代表取締役会長（現任） | 259,200株 |
| 2 | 戸田秀雄 (昭和25年2月1日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役セキュリティ事業部長 平成15年4月 当社常務取締役セキュリティ事業本部長 平成16年4月 当社常務取締役システムソリューション事業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員システムソリューション事業本部長 平成18年4月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員（現任） | 22,620株 |
| 3 | 篠藤恵登 (昭和25年9月20日生) | 昭和47年5月 当社入社 昭和58年6月 当社取締役システム機器本部長 平成7年4月 当社常務取締役事業開発室長 平成9年4月 当社常務取締役電子事業部担当 平成11年4月 当社常務取締役デバイス事業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員デバイス事業本部長（現任） | 259,200株 |
| 4 | 赤堀寛人 (昭和27年1月8日生) | 昭和49年4月 当社入社 平成8年6月 当社取締役経営企画室長 平成13年4月 当社取締役経営システム本部長 平成16年4月 当社常務取締役経営システム本部長 平成17年4月 当社常務取締役経営システム本部長兼経営戦略室長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員経営システム本部長兼経営戦略室長（現任） | 6,864株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------|-----------------------|---|--------------------|
| 5 | 田代守彦 (昭和13年4月16日生) | 昭和36年4月 東洋棉花株式会社(旧:株式会社トーメン、現:豊田通商株式会社)入社 昭和59年2月 株式会社トーメンエレクトロニクス出向(社長) 平成3年6月 株式会社トーメン 取締役 平成7年6月 同 常務取締役 平成9年6月 同 専務取締役 平成12年4月 同 取締役社長 平成16年3月 株式会社イノアックコーポレーション取締役(現任) 平成16年6月 船井電機株式会社取締役(現任) 平成16年6月 富士重工株式会社監査役(現任) 平成16年6月 イー・アクセス株式会社取締役(現任) | 0株 |
| 6 | 石坂文人 (昭和22年1月1日生) | 昭和45年4月 株式会社富士銀行入行 平成10年6月 同 取締役 平成12年4月 同 常務取締役 平成12年6月 同 常務執行役員 平成12年9月 株式会社みずほホールディングス常務執行役員 平成14年4月 同 専務執行役員 平成14年6月 同 理事 平成14年10月 日本カーリット株式会社顧問 平成15年6月 同 取締役副社長 平成17年12月 同 顧問(現任) | 600株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 田代 守彦、石坂 文人の両氏は、旧商法第188条第2項7号ノ2に規定する社外取締役の要件を満たしております。

第4号議案：監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名の増員をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および他の会社の代表状況 | 所有する 当社の 株式数 |
|-------------------------|--|--------------------|
| 武 智 良 泰 (昭和26年1月3日生) | 昭和48年5月 当社入社 平成11年6月 当社取締役カスタマ・サービス事業本部長 平成14年4月 当社取締役ネットワークソリューション事業本部長 平成16年4月 当社取締役特命担当 平成17年4月 当社取締役CSR推進担当 平成17年6月 当社理事CSR推進担当(現任) | 24,780株 |

(注) 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ガーデンコート宴会場階「シリウスの間」
TEL (03) 3265-1111 (代)
(開催場所が昨年と異なりますので、ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)

交 通 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅(7番出口)から徒歩5分
東京メトロ丸の内線・銀座線『赤坂見附』駅(D:紀尾井町出口)から徒歩5分
東京メトロ有楽町線『麹町』駅(2番出口)から徒歩6分
東京メトロ丸の内線・南北線『四ツ谷』駅(1番出口)から徒歩12分
JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(赤坂口)から徒歩12分
JR総武線・中央線『四ツ谷』駅(麹町口)から徒歩12分



お願い

1. 当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車のご来場はご遠慮下さい
2. お手荷物はクロークにお預けいただくようお願い申し上げます。